

持続可能な養殖産地育成事業費補助金実施要綱

（趣旨）

第1条 生産性や収益性が高く地域内外へ波及可能な先駆的な養殖ビジネスモデルを創出し、養殖業者の所得向上を図ることを目的として、県内の海面養殖業者に対して、予算の定めるところにより、持続可能な養殖産地育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号。以下「交付要綱」という。）、及びこの要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助率）

第2条 補助の交付対象となる事業（以下「事業」という。）、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、地域養殖モデル計画検討会議において中核的養殖業者と認められた県内の養殖業者とする。

（申請書に添付すべき書類等）

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（様式第1号）
- （2）収支予算書（様式第2号）
- （3）暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- （4）その他知事が必要と認める書類

但し、（3）様式第3号については、別途水産部で定める団体については、提出不要とする。

（補助の条件）

第5条 規則第6条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。
- （2）補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、県の契約方法に準じ、競争入札または複数の者からの見積書徴取等の契約方法によらねばならない。
- （3）前号に従い入札を実施する場合は、補助事業者が行う入札の結果について県において公表もあり得ることを、入札参加者にあらかじめ周知しなければならない。

- (4) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、あらかじめ知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業者は、最小の経費で最大の効果をあげ得よう努めなければならない。
- (6) 補助事業者は、当該事業の実施により得られた結果等について別に定める方法により報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第 6 条 規則第 11 条第 2 項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書 (様式第 4 号) を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第 11 条第 2 項第 1 号の別に定める軽微な変更は、県の補助額に変更を生じない範囲内において変更を行う場合とする。
- 3 規則第 11 条第 2 項第 2 号の規定による事業の中止又は廃止について承認を受けようとする者は、中止 (廃止) 承認申請書 (様式第 5 号) を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 規則第 13 条第 1 項の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式第 1 号)
- (2) 収支精算書 (様式第 2 号)
- 2 交付要綱第 6 条第 4 項による報告をする者は、消費税等相当額報告書 (様式第 6 号) を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 規則第 16 条第 1 項の規定による請求書には、補助金算出の基礎 (様式第 7 号) を添えて提出するものとする。また、この補助金は、概算払いの方法により交付することができる。この場合、規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の書類は補助金算出の基礎 (様式第 7 号) 及び出来高調書 (様式第 8 号) とする。

(財産の処分)

第 9 条 規則第 20 条の規定による承認を受けようとするときは、長崎県補助金等に係る財産処分承認基準 (平成 21 年 6 月 19 日 21 財第 75 号別添) で定められた様式に準じて、財産処分承認申請等を知事に提出しなければならない。

(実施結果の促進)

第 10 条 補助事業者は、事業が完了した後においても、当該事業の成果を利用して事業の促進に努めなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 6 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業種目	対象経費	補助率
持続可能な養殖産地育成事業	養殖モデル計画に基づき実施する、地域内外へ波及が期待される先駆的な取組に係る、以下の取組に必要な経費。 1．養殖用施設等整備に必要な経費 ア．施設整備費（生簀、生簀網、係留施設及び付帯する資材等） イ．アの整備に伴う漁場調査費、設計費、運搬費、組立設置費等 2．養殖用機器等整備 ア．機器整備費（先端機器） イ．アの整備に伴う借上使用料、設計費、設置費、システム調整費、通信費等 3．その他事業の推進に必要と知事が認めた経費（販売促進費等）	当該事業に要する経費の2分の1以内

くろまぐろ養殖を対象とした取組は1事業主体あたり補助限度額を20,000千円、その他魚種の養殖を対象とした取組は1事業主体あたり補助限度額を10,000千円とする。

建物等施設の建設や不動産取得に関する経費は補助の対象としない。

様式第 1 号（第 4 条及び第 7 条関係）

令和 年度持続可能な養殖産地育成事業計画（実績）書

1．事業主体の概要

申請者名	
代表者名	
住所	

2．事業の目的

3．事業の内容

4．事業費積算

種目	事業費	算出根拠
合計		

5．経費の配分

（単位：円）

種目	総事業費	補助対象経費	県補助金	自己資金	その他	備考
合計						

7．事業期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

養殖モデル計画策定要領に基づく様式第1号「養殖モデル計画」を添付すること。

様式第 2 号(第 4 条及び第 7 条関係)

収支予算(精算)書

1 . 収入の部

(単位 : 円)

区分	本年度予算額 (本年度精算 額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比較		備考
			増	減	
県補助金					
自己資金					
その他					
合 計					

2 . 支出の部

(単位 : 円)

区分	本年度予算額 (本年度精算 額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比較		備考
			増	減	
事業費					
合 計					

年 月 日

長崎県知事

様

住 所

氏 名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

誓 約 書

私は、令和 年度持続可能な養殖産地育成事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄（誓約の場合、□ にチェックを入れてください。）

□ 自己及び本事業主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。
また、事業主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

□ 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

□ 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

□ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先：○○○ - ○○○ - ○○○）

発行担当者 （連絡先： - - ）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名 (法人にあっては名称
及び代表者の氏名)

令和 年度持続可能な養殖産地育成事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付長崎県指令 水流第 号で交付決定のあった令和 年度持続可能な養殖産地育成事業については、下記のとおり計画変更をしたいので、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条第 2 項の規定により申請します。

記

1 . 計画変更の理由

2 . 計画変更の内容

(1) 経費の配分

区分	事業種目・種類	事業主体	実施箇所	事業量	事業費			県費補助金の額
					補助対象	対象外	計	
当初計画								
変更計画								
増 減 (減 は 朱 書)								

(2) 収支予算書

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○ (連絡先 : ○○○ - ○○○ - ○○○)
発行担当者 (連絡先 : - -)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

令和 年度持続可能な養殖産地育成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付長崎県指令 水流第 号で交付決定のあった令和 年
度持続可能な養殖産地育成事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、長崎
県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条第 2 項第 2 号の規定により申請し
ます。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 事業再開についての見通し(中止の場合のみ)
- 3 その他参考となる事項

発行責任者及び担当者	
発行責任者	〇〇 〇〇（連絡先：〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇）
発行担当者	（連絡先： - - ）

住 所
氏 名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

令和 年 月 日付け長崎県指令 水流第 号で交付決定通知のあった持続可能な養殖産地育成事業費補助金について、長崎県水産部関係補助金等交付要綱第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 . 長崎県補助金等交付規則第14条に基づく確定額	金	円
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)		
2 . 補助金の確定時における仕入に係る消費税仕入控除税額	金	円
3 . 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税仕入控除税額	金	円
4 . 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) (1) 別紙として、集計表を添付すること。
(事業実施主体別に判断できる資料を作成する。)

(2) その他参考となる書類

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先: ○○○ - ○○○ - ○○○)
発行担当者 (連絡先: - -)

補助金算出の基礎

事業主体名

(

（概算請求の場合）

事業名	事業費 予算額	同左に対す る補助対象 事業費	補 助 率	補助額	概 算 請求額	差引残額	備考

（精算請求の場合）

事業名	事業費 予算額	事業費 精算額	同左に対す る補助対象 事業費	補 助 率	補助額	概算払 受領額	今 回 請求額	備考

様式第 8 号（第 8 条関係）

出 来 高 調 書

事業名：

事業内容	事業費 （基本 額）	補助金交付 決定額	実施 期間	令和 年 月 日 （予定）出来高		左記に対する 補助金相当額	備考 （完了（予定） 日）

○添付書類

事業の実施における契約書、請求書等の写し

上記のとおり 出来高 であることを確認する。

令和 年 月 日

事業主体名

上記記載のとおり相違ないことを確認する。

令和 年 月 日

主務課長

発行責任者及び発行担当者			
発行責任者	〇〇	〇〇（連絡先	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇）
発行担当者		（連絡先	- - ）